

港区低炭素まちづくり計画(駐車機能集約化編)(案)について

1 概要

(1) 経緯、背景

「港区低炭素まちづくり計画(駐車機能集約化編)」(令和3年6月策定)は、平成27年10月に策定した「港区低炭素まちづくり計画」の具体的取組の一つである「駐車場の設置に関する配慮や駐車場の集約」を推進するための計画です。

本計画では、「環状2号線周辺地区」、「品川駅北周辺地区」、「六本木交差点周辺地区」及び「浜松町駅周辺地区」の4地区を対象として「駐車機能集約区域」や「集約駐車施設の位置及び規模」を定めています。

「品川駅北周辺地区」においては、まちづくりの進展を踏まえ、現行計画で定めている品川駅北周辺地区に、品川駅西口地区及び品川駅街区地区も含めた「駐車機能集約区域」や「集約駐車施設の位置及び規模」が確定したことから、「港区低炭素まちづくり計画(駐車機能集約化編)」の一部を改定し、「駐車機能集約区域」の拡大と「集約駐車施設の位置及び規模」の見直しを実施することにより、ゼロカーボンシティの実現に向け取り組んでいきます。

2 改定概要

○「駐車機能集約区域」の拡大

現行計画で定める品川駅北周辺地区に、「品川駅西口地区」及び「品川駅街区地区」の2地区を追加し、「駐車機能集約区域」を拡大します。

○「集約駐車施設の位置及び規模」の見直し

都市計画決定や建築確認申請等、現在のまちづくりの進捗状況を踏まえ、現行計画で定める品川駅北周辺地区の「集約駐車施設の位置及び規模」を見直します。

3 今後のスケジュール(予定)

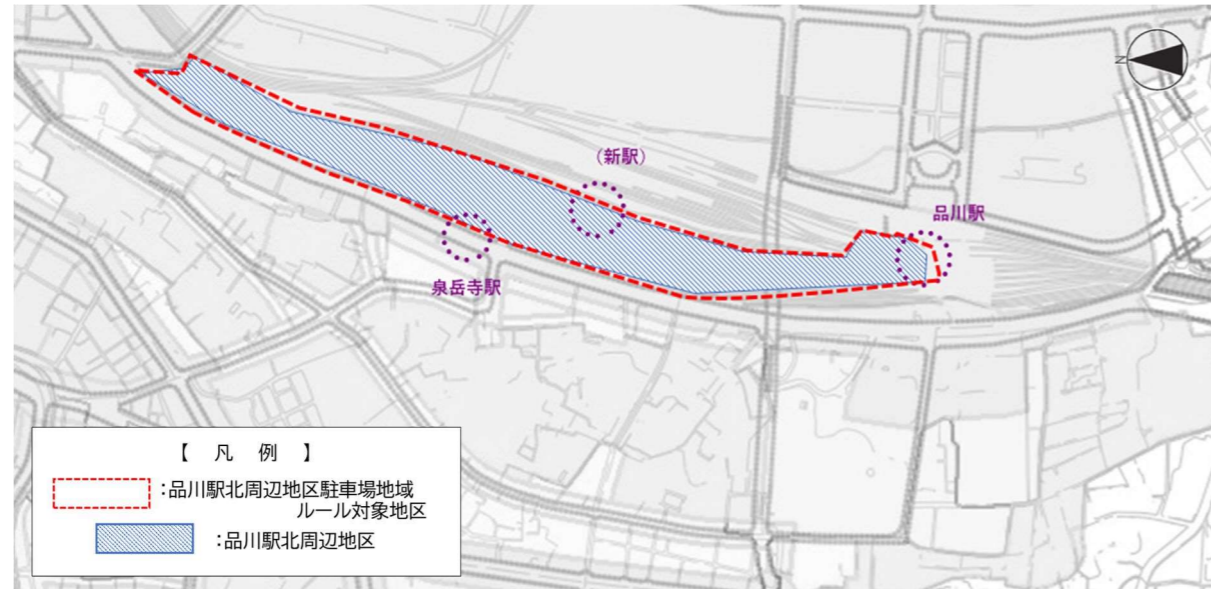
○令和5年2月下旬

港区低炭素まちづくり計画(駐車機能集約化編) 策定・公表

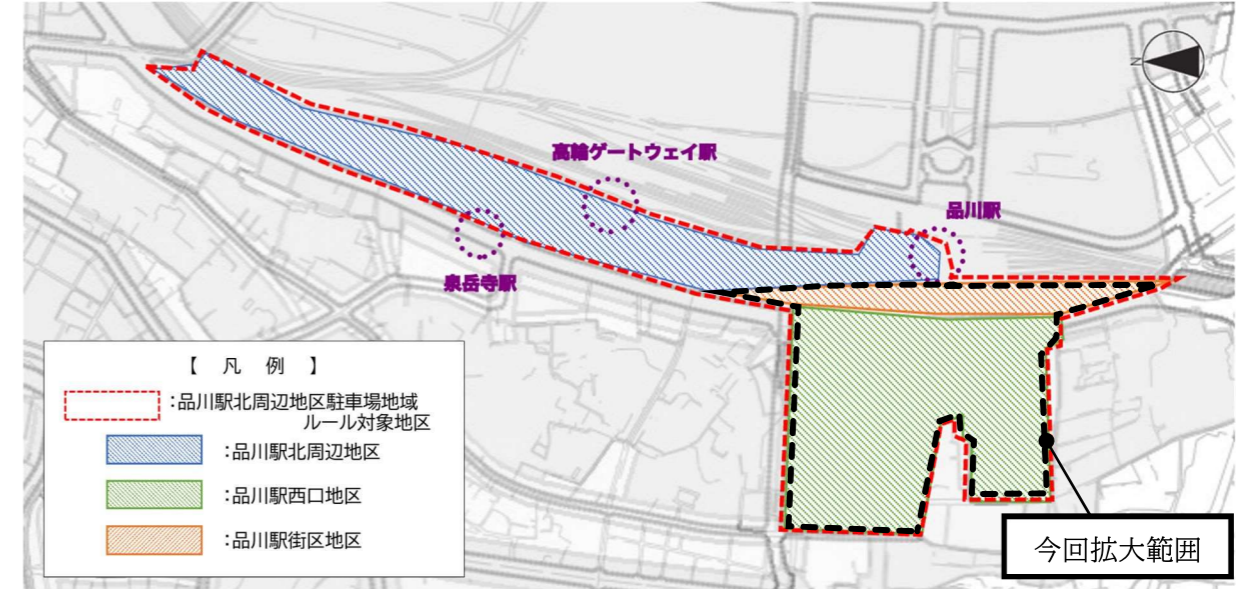
港区低炭素まちづくり計画(駐車機能集約化編)の改定概要

「駐車機能集約区域」の拡大

【改定前】

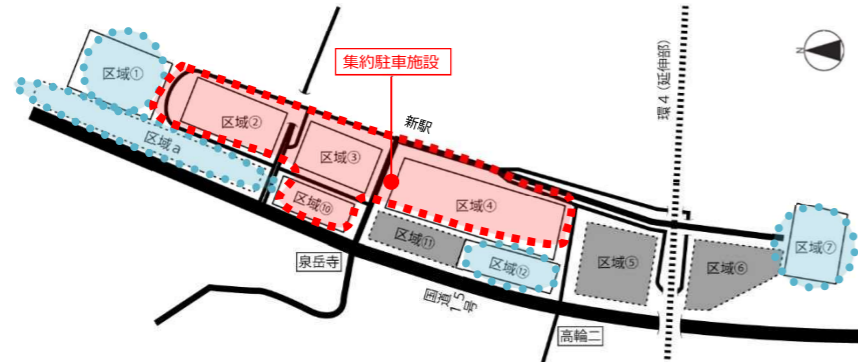


【改定後】



「集約駐車施設の位置及び規模」の見直し

【改定前】

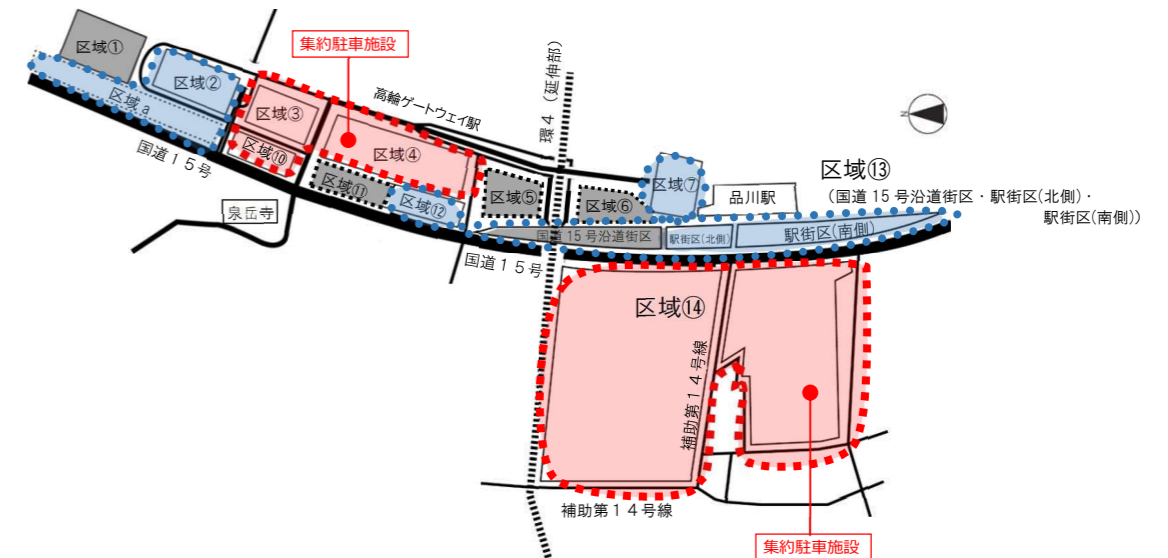


	区域①	区域⑦	区域⑫	区域 a	合計
都条例附置義務台数	約 119 台	約 157 台	約 75 台	約 61 台	約 420 台
需要に応じた駐車場整備基準	× 0.4		× 1.0		
需要に応じた駐車場整備基準を適用した附置義務台数	約 48 台	約 63 台	約 30 台	約 61 台	約 210 台

位置	規模
区域 ②・③・④・⑩	約 210 台～約 420 台 ^{※1}

※1：区域②・③・④・⑩で自ら確保すべき駐車台数は含まない。

【改定後】



	区域②	区域⑦	区域⑫	区域 a	区域⑬	合計
都条例附置義務台数	約 107 台	約 164 台	約 178 台	約 61 台	約 390 台	約 900 台
需要に応じた駐車場整備基準	× 0.4			× 1.0	× 0.4	
需要に応じた駐車場整備基準を適用した附置義務台数	約 43 台	約 66 台	約 72 台	約 61 台	約 160 台	約 410 台

位置	規模
区域 ③・④・⑩・⑭	約 410 台～約 900 台 ^{※2}

※2：区域③・④・⑩・⑭で自ら確保すべき駐車台数は含まない。